

社会福祉法人愛児福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛児福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	3, 0 0 0 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	3, 0 0 0 円

3 交通費の実費が、報酬額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 業務執行理事（常務理事）が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、業務執行理事（常務理事）が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

5 理事・監事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員・監事が、評議員会以外の日において理事長

の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、交通費の実費、或いは職員給与規定第12条の2通勤手当を準用して支給できる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	20,000円を超えない範囲	2,000円	交通費実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務執行役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

附則 平成30年4月1日より一部改訂

別表1

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等(日額)	10,000円	
常務理事業務報酬等(月額)	190,000円	職員との兼務がない場合
理事及び評議員業務報酬等(日額)	5,000円	採用試験立会人及び採用決定 理事は日額10,000円 *(注)
監事監査指導報酬等(日額)	10,000円	
評議員選任・解任委員業務報酬(日額)	3,000円	選任・解任委員会開催時

* (注) 採用試験に関わる出題者・採用試験当日の立会及び採点等に関わる外部委員にも10,000円の日当を支給する。人事委員(外部委員を含む)は法人本部事業計画理事会で決定する。

* 事務長の会計説明を求める理事会には、役員と同等の費用弁償を支給する。